佐賀県公安委員会告示第5号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に 関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年11月4日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

- 1 合意した者
 - (1) 佐賀市交通局
 - (2) 昭和自動車株式会社
 - (3) 西日本鉄道株式会社
 - (4) 西鉄バス佐賀株式会社
 - (5) 佐賀県公安委員会
 - (6) 佐賀市長
 - (7) 九州運輸局佐賀運輸支局長
 - (8) 先進モビリティ・建設技術研究所委託業務共同企業体
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所 の名称等

停留所	所在地	乗合自動車の停留所の管 理者
佐賀駅北口(北向 き、南向き)	佐賀市神野東二丁目1番 28号先	佐賀市交通局及び昭和自 動車株式会社
商業校門前(北向き、南向き)	佐賀市神野東四丁目12番 36号先	昭和自動車株式会社、西 日本鉄道株式会社及び西 鉄バス佐賀株式会社
SAGAサンライ ズパーク(市文化 会館前) (北向 き、南向き)	佐賀市日の出二丁目1番 10号先	佐賀市交通局、昭和自動 車株式会社、西日本鉄道 株式会社及び西鉄バス佐 賀株式会社

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

先進モビリティ・建設技術研究所委託業務共同企業体

(2) 事業形態

佐賀市による自動運転バスの実証実験(道路運送法の規定による許可・ 登録を要しない運送)

(3) 事業

令和7年度佐賀市自動運転バス実証事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないもの となるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車の期間は、令和7年 12 月8日から令和8年 2月6日までとする。